

## 「きゃんばすsora日進保育園」重要事項説明書

### 小規模保育事業等設置者の表示

事業者の名称	株式会社ナーサリープラットフォーム
代表者氏名	土屋はるか
法人の所在地	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
法人の電話番号	050-3669-8332
定款の目的に定めた事業	保育施設の運営 他

### (1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	保育所は、就業や病気、出産などのため、家庭で保育できない保護者に代わって、お子さんを保育し、お子様達が集団生活の中、お互いに刺激し合いながら楽しく生活する場です。当保育園では、お子さんが健康で、意欲的な活動をし、より健やかに成長することを願い、その福祉を増進することを目的としています。
運営方針	子どもの未来の可能性を広げることを目的とし、幼児期に様々な経験が積めるように、英語、リズム、アート、運動、食育などのカリキュラムを取り入れます。また、子どもの健やかな成長のために、家庭との連携を密にします。

### (2) 提供する保育の内容

1 小規模保育事業所等(きゃんばすsora日進保育園)の概要	
名称	きゃんばすsora日進保育園
所在地	さいたま市北区日進町2-764-2 ホワイトパレス大宮1階-A
認可年月日	2025年3月1日
電話番号	048-795-8825
FAX番号	048-795-8826
メールアドレス	<a href="mailto:cv-soranisshin@living-platform.com">cv-soranisshin@living-platform.com</a>
施設長氏名	相川 弘美
入所定員(年齢別)	「(6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」のとおり
職員数	「(3)職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり
取り扱う保育事業	時間外保育、幼児教育等

自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価、また保育所自己評価を毎年1度実施し、保育内容の向上に努めています。		
第三者評価の概要	利用者アンケートを年間1回行い、サービス内容の向上に努めています。		
職員研修実施状況	園内研修を定期的 to 実施。さいたま市主催保育士研修に参加し、伝達講習を行う。		
嘱託医・歯科嘱託医	有隣医院(翁 伯東 医師)、こうづ歯科クリニック(神津 敦史 院長) 嘱託契約日 平成29年10月1日		
<b>2 施設設備の概要</b>			
敷地	民有地を借地	面積	693 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 5階建ての1階	延べ床面積	2580 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室・ほふく室	1 室	面積 12.84 m <sup>2</sup>
	調理室	3.2	m <sup>2</sup>
	保育室・遊戯室	1 室	面積 62.79 m <sup>2</sup>
	調乳室	3.2	m <sup>2</sup>
	幼児用トイレ	2 個	医務室 10.04 m <sup>2</sup>
設備の種類	冷暖房、児童用トイレ		
安全対策	事故発生防止委員会の開催及び職員定期研修(4月、9月)の実施		
	乳幼児賠償責任保険加入 損害保険ジャパン日本興亜(株)		
その他	屋外遊戯場の代替場所 うねうね公園(徒歩10分)		
<b>3 連携施設</b>			
施設名称	さくらアート幼稚園、他5園と連携		
施設所在	さいたま市北区日進町3丁目193		
連携内容	卒園児の受け入れ		
<b>4 年間保育計画</b>			
組・グループ	保 育 計 画		
0歳児	保育年間計画参照		
1歳児	保育年間計画参照		
2歳児	保育年間計画参照		
その他 (年間行事等)	全体的な計画(旧保育課程)参照		

## 6 主な1日の保育スケジュール

時 間	朝	～	昼	～	夕方	～	夜
0歳児	自由遊び	おやつ	お散歩	給食	お昼寝	カリキュラムや自由遊び	降園
1歳児	自由遊び	おやつ	お散歩	給食	お昼寝	カリキュラムや自由遊び	降園
2歳児	自由遊び	おやつ	お散歩	給食	お昼寝	カリキュラムや自由遊び	降園

### 主なお散歩のコース

屋外遊戯場の代替に、近隣にあるうねうね公園などにお散歩に行きます。

## 6 食事の提供について

昼食・おやつ・補食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日、自園調理し児童に提供します。</li> <li>・保護者の方へは、前月25日頃に翌月の献立表をお配りします。</li> </ul>
アレルギー等への対応	<p>給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に「食材連絡表」を御記入のうえ御提出してください。御相談の上、除去・代替食にするなどの対応を検討します。</p> <p>(例)卵・牛乳・そば、魚介類(えび・かに)など</p>
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所へ給食施設設置届を届出済みです。</li> <li>・調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。</li> </ul>

### (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	常勤職員	非常勤職員	備考	
保育に従事する職員	施設長(保育士)	1 人	保育運営責任者です。	
	保育士	2 人	7 人	保育士有資格者です。
	保育士以外の保育従事者	人	3 人	子育て支援員研修修了者
	保育補助者	人	1 人	充足職員の他に追加配置している保育補助者です。
調理員	人	3 人		
管理者/事務員	1 人	人	運営管理責任者です。	

1 当施設の職員は、スタッフ紹介を掲示し、職種を明示しています。

2 開所時間内には、小規模保育事業(A型)運営基準を遵守し、必ず複数の保育従事職員を配置(児童数に応じて加配)し、保育に当たります。

(4) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	月～金 7時30分から19時00分まで 土 7時30分から18時30分まで
保 育 標 準 時 間	月～土 7時30分から18時30分まで
保 育 短 時 間	月～土 8時30分から16時30分まで
うち時間外保育時間	標準時間 18時30分から19時00分まで 短時間 7時30分から8時30分まで、16時半から19時まで
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

1 保育費用のうち利用者負担額(月額保育料)は、さいたま市保育料徴収基準によります。

さいたま市利用者負担額徴収基準額表

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(単位:円/月)		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯	0	0	
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	
第3		市町村民税均等割額のみ世帯	8,000	7,800
第4		48,600円未満	10,000	9,800
第5		48,600円以上 63,900円未満	12,500	12,200
第6		63,900円以上 97,000円未満	19,500	19,100
第7		97,000円以上 137,600円未満	33,000	32,400
第8		137,600円以上 169,000円未満	44,000	43,200
第9		169,000円以上 301,000円未満	55,000	54,000
第10		301,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900
第11		397,000円以上	72,800	71,500

※ 保育材料代(共用遊具・絵本・消耗教材等)・おやつ代・昼食代・飲料代は月極保育料に含まれます。

2 保育費用のうち、地域型保育給付額は、当施設が利用者に代わり市町村から受領(法定代理受領)することになりますが、受領額を利用者に文書で通知します。

### 3 自主事業(付帯サービス)の利用料金

- ・ 英語教室(全年齢対象)＝保育時間中に、英語の講師による英会話の学習を行います。  
料金は、1月当たり1,500円(税込)(全年齢対象)です。年間40回(3ヶ月で10回程度)で行います。  
お休みされた場合の返金や日割り等の対応はできかねますのでご了承ください。
  - ・ 時間外保育＝支給認定利用時間を超える時間帯については、時間外保育の扱いとなります。  
原則、時間外保育のご利用は、前日までに申し出てください。  
料金は30分当たり500円(税込)です。
  - ・ 時間外保育時の夕食代(補食代) 1食当たり100円(税込)
  - ・ 0歳児連絡ノート代 1冊200円(税込)
  - ・ 布団リース代 330円(税込)
  - ・ 布団カバー代 1,900円(税込)
  - ・ 布団クリーニング代・送料 4,400円(税込)  
※布団のクリーニングが必要な場合、ご家庭で洗濯していただくか、有料でクリーニングに出していただくこととなります。
  - ・ 帽子代 1,100円(税込)
- ・いかなる場合も原則日割り対応は行っておりません

### 4 支払は、以下の方法でお願いします。

- a 口座振替払(保育利用前月26日に引落とし)

※口座引き落としができなかった場合は 振込 (支払い期限:保育利用当月末日。)

### (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	計
定員	3人	8人	8人	19人

### (7) 小規模保育事業等の利用開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

#### 1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当園の利用は終了となります。 また、地域型保育給付が支給対象外となってから当施設を利用した場合、保育料とともに地域型保育給付同額を請求させていただくこととなりますので必ず、終了予定をご連絡くださるようお願い致します。

#### 2 利用に当たっての留意事項

欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	原則、全体の活動が始まる9時までに登園してください。当日に欠席する場合は、通常の登園予定時刻までに御連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の時間外保育扱いとなりますので、その日のお迎え時間の1時間前までに御連絡をお願いします。万が一お迎えが開所時間外になってしまう場合、5分ごとに500円の延長料金をいただきます。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、指定の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。感染症によっては治癒証明書(有料)が必要なものもあります。乳幼児の集団生活になりますので、感染症拡大防止のご協力をお願いします。

発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。発熱があった場合、解熱後24時間経ってからの登園をお願いします。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。 ただし、医師が必要を認め、当園が処方を受けた薬に限り、医師の直接指示に基づき行うことができます。必要がある場合は、個別に御相談ください。
入園時に用意するもの	バスタオル2枚、歯ブラシ・コップ(2歳児以上)等。別紙 持ち物参照。
毎日持参するもの	お手拭き用タオル、口拭きタオル、タオルエプロン、おむつ、着替え等。別紙 持ち物参照。
休園措置	天変地異、その他災害等があった場合又は電車が計画運休の場合は休園又は開所時間が変更となることがあります。
土曜保育	お預かりは可能ですが食材発注、人員配置の調整があるためできる限り前月の25日までにご連絡ください

### (8) 緊急時における対応方法

- 1 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

囑託医	医療機関 有隣医院 担当医師 翁 伯東 先生
	所在地:さいたま市北区宮原町3-229 電話:048-664-5625
囑託医	医療機関 こうづ歯科 担当歯科医 神津 敦史 院長
	所在地:さいたま市北区日進町2-925-1 KTDビル2F 電話:048-653-6667
消防署(救急)	管轄消防署名:北消防署
	所在地:さいたま市北区宮原町4丁目66-14 電話:048-654-3456
警察署	管轄警察署名:大宮西警察署
	所在地:さいたま市西区三橋6丁目645番地 電話:048-625-0110

## (9) 非常災害対策

消防計画作成 (変更) 届出書	北消防署 防火管理者 氏名:吉田 悟			
避難訓練等	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・消火器			
避難場所	第1避難場所	つばさ小学校	第2避難場所	日進小学校

## (10) 虐待の防止のための措置に関する事項(sora保育園の取組み)

- 1 sora保育園の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
  - ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
  - ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
  - ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- 3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年さいたま市の研修に職員派遣受講させています。

## (11) 前項目に掲げるもののほか、小規模保育事業の運営に関する重要事項

### 1 保護者会について

年に1回、開催予定です。

保育所からは行事やできごと、園生活について、進路について等をお知らせします。

### 2 運営委員会について

年に2回、開催予定です。

保護者代表者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

### 3 健康診断等について

健康診断	児童	毎年、8月と2月に嘱託医が健康診断を実施します。 健診結果については、児童票(日々の成長記録)に記載します。
	全職員	当施設の職員は、採用時及び毎年12月に定期健康診断を受診し、保育従事に支障がないことを確認しております。
身体測定	全乳幼児	毎月月末に身長・体重測定を行います。 結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載します。

※ その他、乳幼児の日頃の様子などでご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

### 4 賠償責任保険の加入

1事故	3億	円
1名につき	3,000万	円

### 5 保育内容に関する相談・苦情窓口の設置

#### (1) きゃんばすsora日進保育園相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名:相川 弘美	電話 048-795-8825
相談・苦情解決責任者 氏名:吉田 悟	電話 080-4098-9804 (管理者)
第三者委員 ・吉田 敏子(042-978-0920) ・渋谷 ひろみ(048-664-4352)	
受付方法	面接・文書・電話・メールなどの方法で相談・苦情を受け付けます。 (cv-soranisshin@living-platform.com)

### 6 持ち物について

- ・保育に必要なない私物(おもちゃなど)は、紛失の可能性などがあるため持参しないようにお願いします
- ・エントランス前にベビーカーを置くことは可能ですが、管理は全て保護者の方が行ってください。盗難等の責任は負いかねますのでご了承ください

### 7 その他

- ・園内での写真・動画の撮影はお控えください

行事での写真撮影、動画撮影は可能ですが、個人情報、肖像権等を考慮し自分の子ども以外が写っている写真・動画のSNS等への投稿はお控えください